

事業報告

(2025年4月1日から)
(2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、ウクライナ情勢の長期化や中東地域における紛争の継続に加え、米国及びイスラエルとイランの対立激化等を背景として、地政学リスクの高い状況が続きました。パレスチナ情勢については、イスラエルとハマスの停戦合意が成立しましたが、レバノンやヨルダン川西岸地区における緊張が継続し、中東地域全体の不安定さが残りました。

また、2025年6月には米国とイスラエルが、イランの核関連施設等への攻撃を契機として軍事的緊張が高まり、2026年2月末以降はイラン指導部等を標的とした空爆やその後の報復措置等により、米国及びイスラエルとイランの対立が一段と深刻化しました。2026年3月にはホルムズ海峡における航行制限・封鎖により、原油・天然ガスの海上輸送に支障が生じ、エネルギー価格、物流、金融市場を通じて世界経済に大きな影響を及ぼす可能性が高まりました。

2025年5月にはインドーパキスタンの紛争、2026年1月には米国がベネズエラの大統領を拘束するといったベネズエラへの軍事行動の発生等もあり、当連結会計年度においては、複数の地域における地政学リスクが重なり、世界経済の先行きは不透明な状況で推移しました。

米国が2025年4月に発動した相互関税措置により、国・地域ごとに異なる追加関税率が設定され、世界的な通商環境の不確実性が高まりました。これにより、貿易取引の停滞や米国における輸入品価格の上昇等を通じた景気悪化が懸念され、また、中国によるレアメタル等の輸出管理強化という対抗措置もあって、世界経済全体への影響が懸念されましたが、各国と米国との関税交渉による軽減もあって、世界経済への影響は限定的なものにとどまりました。また、この関税政策は、米国の司法判断により、大統領令による関税の運用政策決定が違憲と判断され、この方針の見直しと超過課税の返還の動きがみられました。

日本経済については、米国の関税政策や各国との通商政策変更による影響が懸念されたものの、雇用・所得環境の改善や企業業績の底堅さ等を背景に、総じて緩やかな回復基調で推移しました。政治面では、2025年7月の参議院選挙、2026年2月の衆議院選挙と、国政選挙が続きましたが、石破内閣の退陣及び高市内閣の発足など、政治情勢は大きく動きました。株式市場では、米国株式の上昇や政策期待、企業業績の改善等を背景に株価が上昇し、日経平均株

価は5万円台を突破しました。物価上昇は当連結会計年度において継続するなか、金融政策面ではゼロ金利政策からの脱却が進んだものの、金利上昇は限定的なものにとどまりました。

当社グループ製品の主要なビジネス分野であるダイヤモンドデバイス関係の開発状況と、ラボトリーグローンダイヤモンド（人工ダイヤモンド。以下、「ラボグローンダイヤモンド」という。）市場は、順調に推移しているものとみられます。

ダイヤモンドのデバイス応用では、パワーデバイスや量子デバイスの実用化への期待が高まっており、世界各国がその開発支援を本格化しております。また、関連技術の研究開発や事業化を担うベンチャー企業は資金調達を進めており、工場の新設や新たなデバイス開発へ投資を行っております。各国政府による支援策の整備が進むなか、大学や国立研究機関に加え、関連技術の研究開発や事業化を担う企業への支援も広がりつつあります。

パワーデバイス分野では、米国のEV（電気自動車）への支援策の見直し等を背景に、EV向け開発需要の先行きに不透明感が生じております。2025年3月に公表された国立研究開発法人産業技術総合研究所及び株式会社本田技術研究所（以下、「本田技術研究所」という。）による共著論文で、電気自動車に適用することを想定したデバイスで、大電流動作が実現する可能性が示されたこともあり、日本や米国でこの分野の開発が進んでおります。また、ダイヤモンドは高周波デバイスへの応用も期待され、レーダー等に用いられる高周波の大電力デバイスへの応用可能性も注目され、応用の可能性が広がっております。

さらに、量子デバイスとしての応用展開についても、多数の研究機関や企業において検討が進められております。オーストラリアのQuantum Brilliance社は、ダイヤモンドを用いた量子アクセレーターを米国の国立研究所に納入したと公表しました。常温で動作し、スーパーコンピュータを補完する演算での活用が期待されております。また、弱磁場を検知する手段としてダイヤモンドの量子センサーが優れた特性を有することについても、多数の公表が行われており、このセンサーによって地磁気によるGPSが開発できる可能性等のほか、心磁場や血流の検出を可能とする医療機器への応用可能性も示されております。

当社は既に公表した30x30mm単結晶を用いて、1インチ（直径25mm）ウエハを2025年4月に発売しました。これまでにないサイズの単結晶ウエハであり、デバイス開発への起爆剤となると考えております。一方、2024年11月公表のダイヤモンドウエハに関する当社開発ロードマップで示しました2インチ（直径50mm）のモザイクウエハの開発は、計画しておりました2025年12月までに完了しませんでした。これまで作製してきた最大サイズである38x38mmのモザイク結晶に対し、約2倍の面積を有する2インチモザイク結晶の作製に取り組みましたが、接合時に発生する応力の影響等により、当連結会計年度中に目標とする品質・サイズを満たすモザイク結晶の作製には至らなかったものの、技術的課題の把握は進展しました。

ダイヤモンドデバイス関連企業との継続的な情報交換を通じて、将来の実用化に向けた各企

業のダイヤモンド素材に関するニーズを把握し、当社の開発計画に反映してまいりました。その中で、2026年3月26日に公表しましたとおり、本田技術研究所とは、ダイヤモンドデバイス用材料の共同研究を実施することに合意し、2026年3月19日付で共同研究を実施するための意向確認書を締結しました。

ラボグロウンダイヤモンド市場は当連結会計年度においても引き続き規模が拡大しております。米国ではラボグロウンダイヤモンドのダイヤモンド宝石市場におけるシェアが50%を大幅に超え（出典：Fortune Business Insight;Lab Grown Diamonds Global Market Report 2026）、世界での市場規模が3兆円を超えたとの推定もされています。このことが原因ともなっており、天然ダイヤモンドは大幅な販売の下落が生じているとの報道がされているなど、ダイヤモンド宝石市場でラボグロウンダイヤモンドが主要な製品となりつつあります。

ラボグロウンダイヤモンド関連企業は、この1年で価格下落の影響を受けて、経営破綻や事業活動の休止等が発生しております。デビアス社のラボグロウンダイヤモンドブランドであるLIGHTBOX向けにラボグロウンダイヤモンドを供給していたElement Six社のオレゴンの工場も、事業活動の休止に追い込まれたとの情報が広く知られています。インドでも大規模な企業の経営破綻もありました。一方で、インドでは経営破綻に追い込まれた企業から設備を購入し、事業拡大を進めた企業もありましたので、ラボグロウンダイヤモンド関連企業全体としての活動規模が縮小したということではないと考えられます。

種結晶の市場では、インド国内や中国で大型の種結晶を販売する企業があるため、ラボグロウンダイヤモンドの効率的な生産が可能となるために、大型種結晶を使用する企業が増加しております。当社はこれまで15x15mmまでの種結晶を供給してまいりましたが、それ以上のサイズの種結晶へのニーズの増加に伴い、当社も15x15mm以上の面積を持つ種結晶の発売を準備してまいりました。

当社はインドSurat市にSFD India Private Limited（以下、「SFD India」という。）を設立し、ラボグロウンダイヤモンド関連企業が集積するこの地で当社種結晶を販売することを目指してきました。当社からSFD Indiaに種結晶を輸出するには、SFD Indiaが輸入ライセンスを取得することが必要です。2025年3月に現地事務所を決定し、輸入ライセンス取得に必要な様々な手続きを行ってきました。必要な手続きが完了するまで8か月以上の期間を要し、申請後に許可が出るまでにさらに2か月を要しましたが、SFD Indiaで2026年2月に輸入ライセンスを取得いたしました。

SFD Indiaでの種結晶の販売については、インドSurat市現地で種結晶在庫を保有し、現地ユーザーへの直接販売又は営業担当者による訪問販売を行う形態を計画しておりました。しかし、日本からSFD Indiaへの輸出許可申請に関し、経済産業省の担当部署より、安全保障上の観点から当該販売形態による許可取得は困難であるとの見解が示されたことから、SFD Indiaにおける販売方法については、当社からユーザーであるインド企業への直接販売を前提とした取引形態へ見直しております。

SFD Indiaによる現地での在庫による販売はできませんでしたが、インドのユーザーに対する営業活動を継続してまいりました。当連結会計年度第3四半期までは、受注実績は限定的なものにとどまりましたが、第4四半期において積極的な営業活動を推進した結果、2026年1月～3月において複数のユーザーから、一定の受注を獲得いたしました。受注の一部は2027年3月期第1～第2四半期の受注分の予約も含まれておりました。それら受注に係る輸出許可については、一部を2026年3月までに取得できましたので、同許可に基づき出荷を開始いたしました。2027年3月期第2四半期連結会計期間まで出荷予約分などを含め、継続的な出荷ができるよう輸出申請を進めております。

また、エス・エフ・ディー株式会社（以下、「SFD」という。）の国内ユーザー向け宝石販売については、販売体制の構築を進めてまいりましたが、当連結会計年度においては本格的な販売拡大には至らず、販売実績は限定的なものにとどまりました。当社が製造した原石を使って作製した宝石を、Japan-made Diamondとして販売するコンセプトは、国内の宝飾品業界から一定の賛同を得られているものの、サプライチェーンの整備はなお途上にあります。SFD Antwerp BV（以下、「SFD Antwerp」という。）においては、EC(Electronic Commerce: 電子商取引)による販売を当連結会計年度半ばから行ってまいりましたが、営業体制及び経理体制の整備に課題があり、本格的な販売拡大には至りませんでした。このような状況を踏まえ、2026年3月31日付でSFDを当社に吸収合併し、従来重複していた間接部門の一体化による業務効率の向上及び意思決定の迅速化を図っております。さらにSFD Antwerpにつきましても、当連結会計年度末より今後の事業運営方針の見直しを行っております。

以上のようにインドにおける種結晶販売及び宝石の販売については、本格的な拡大には至らず、当連結会計年度において純損失が膨らみました。また、第17回新株予約権による資金調達は一部進展したものの、営業活動等による資金流出が継続したことから、手元流動性の確保が重要な経営課題となっております。当社グループでは、こうした状況を踏まえ、当連結会計年度の途中より費用削減を進め、種結晶受注の減少に応じて製造ラインの一部稼働を制限するなど電力費を含む固定費の削減に取り組みました。

その後、2026年1月末以降、第17回新株予約権の行使が進展し、翌月には残存する第17回新株予約権の行使が完了したことにより、合計で約6億円の資金を調達しました。これにより、手元流動性は改善し、当面の事業運営に必要な資金を確保しております。

しかし、当連結会計年度の業績動向を踏まえ、当社グループが保有する固定資産について将来の回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当連結会計年度において1,066,796千円の減損損失を計上しました。これら会計上の損失計上により、当連結会計年度の連結損益計算書においては多額の損失を計上しました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は516,552千円（前期比42.8%減）、営

業損失は1,360,496千円（前期は976,294千円の営業損失）、経常損失は1,341,129千円（前期は989,231千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は2,415,745千円（前期は2,306,367千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

また、当連結会計年度の製品種類別売上高は、種結晶が117,197千円（前期比78.0%減）、基板及びウエハは349,489千円（前期比6.0%増）、光学部品及びヒートシンクは17,333千円（前期比18.0%増）、工具素材は10,088千円（前期比61.4%減）、原石は367千円（前期はなし）、宝石は22,075千円（前期は355千円）となりました。

なお、当社グループはダイヤモンド単結晶の製造、販売、開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は141百万円で、その主な内訳は次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中における主な増加額

機械及び装置	46百万円	開発部	ウェハ平坦度測定装置他関連設備
	73百万円	島工場	ダイヤモンド研磨機関連設備
	12百万円	横江工場	成長装置関連設備

ロ. 当連結会計年度中における重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

2024年9月4日に野村證券株式会社に対する第三者割当ての方法により発行した第17回新株予約権（行使価額修正条項付）の行使等により、総額で703百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2026年3月31日（効力発生日）をもって、当社の完全子会社であったエス・エフ・ディー株式会社を吸収合併し、同社の事業に関する権利義務の一切を承継いたしました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 14 期 (2023年 3 月期)	第 15 期 (2024年 3 月期)	第 16 期 (2025年 3 月期)	第 17 期 (当連結会計年度) (2026年 3 月期)
売 上 高 (千円)	—	—	902,729	516,552
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る (千円)	—	—	△2,306,367	△2,415,745
当 期 純 損 失 (△)				
1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	—	—	△171.38	△164.94
総 資 産 (千円)	—	—	4,377,766	2,510,365
純 資 産 (千円)	—	—	3,418,869	1,709,702
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	—	—	237.48	110.49

(注) 1. 第16期より連結計算書類を作成しているため、第15期以前の各数値については記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 14 期 (2023年 3 月期)	第 15 期 (2024年 3 月期)	第 16 期 (2025年 3 月期)	第 17 期 (当事業年度) (2026年 3 月期)
売 上 高 (千円)	2,707,217	757,549	989,031	550,657
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	1,280,724	△97,384	△873,192	△897,361
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	909,628	△111,336	△2,189,900	△2,540,623
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	72.47	△8.48	△162.72	△173.47
総 資 産 (千円)	6,016,457	5,337,670	4,477,152	2,446,841
純 資 産 (千円)	4,930,502	4,850,654	3,539,613	1,711,908
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	375.74	369.29	245.88	110.63

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額は、小数点第2位未満をそれぞれ四捨五入して表示しております。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。

3. 2023年4月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権 比率	主要な事業内容
SFD India Private Limited	3,000万 INR (インドルピー)	100.0%	ダイヤモンドの応用製品の開発、製造、販売
SFD Antwerp BV	20万 EUR (ユーロ)	100.0%	ダイヤモンド応用製品の輸出入、開発及び販売

- (注) 1. 当社は、完全子会社であるエス・エフ・ディー株式会社を2026年3月31日付で吸収合併いたしました。
2. SFD India Private Limitedの当社の議決権比率は、現地の会社法の規定（最低株主数の充足）に対応するため、当社取締役名義で保有している1株を含めて記載しております。
3. SFD Antwerp BVは、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2027年3月期を始期とする3か年の中期経営計画を策定（2026年5月27日に公表）し、その最終年度である2029年3月期に、以下の数値の達成を目標としております。第2の創業と位置づけ、当社グループ企業あげて取り組んでまいります。

＜中期経営計画＞

（当社及びSFD India Private Limited、SFD Antwerp BVの連結ベース）（単位：百万円）

	2027年3月期	2028年3月期	2029年3月期
売上高	1,100	1,530	2,080
営業利益又は営業損失（△）	△283	△5	195
経常利益又は経常損失（△）	△189	39	189
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失（△）	△195	4	132
1株当たり当期純利益又は当期純 損失（△）（円）	△10.36	0.21	7.01

当社グループのビジネス分野は半導体デバイス開発に必要な素材であるウエハ・基板等（ダイヤモンドデバイス）及びラボグロウンダイヤモンド関連の種結晶・ルースの2つで構成されております。中期経営計画の達成に向けての、当社グループ共通の課題、それぞれの事業分野ごとの課題は以下のとおりです。

①ダイヤモンドデバイス分野の活動に係る課題

ダイヤモンドの持つ優れた半導体特性を利用する、パワーデバイスや量子デバイス等に応用するための開発は世界各地で進められており、各国政府もこの開発に資金支援を行っております。この数年の開発によって、ダイヤモンドデバイスの実用性の可能性が高まり、生産を目指したベンチャー企業等も設立されてきました。しかし、本格的な量産にはまだ数年以上が必要と見られ、ウエハ等の市場形成はこれから進むと見られます。

半導体デバイスの量産のために既存の半導体プロセス技術を使うことは、コスト低減に重要な意味があり、その中では円盤状のウエハを使うことが必須です。その最低の大きさは2インチウエハ（直径50mm）であり、この実用化が早まれば、量産技術の開発が進み、デバイス実用化が早まるとみられます。

当社グループは、単結晶の大型化を進め、最終的に4インチウエハの実用化を目指すロードマップを2024年11月に開示し、これに沿った開発を遂行しております。30x30mmの世

界最大級の単結晶を2025年2月に実用化し、これから1インチ(直径25mm)ウエハを2025年4月に製品化しました。

2インチウエハを製作するために、25x25mm以上の単結晶4個を横方向に接合したモザイク結晶で50x50mm以上のサイズのモザイク結晶を作り、そこから直径50mmの円盤を切断すれば2インチウエハとなります。この2インチウエハを2025年末までに完成させることを目標とし、開発を行ってまいりましたが、目標時期での開発は完了しませんでした。このような大面積のモザイク結晶では、接合部分に想定以上の応力が発生することが分かりました。

2インチモザイクウエハ開発は今後も継続して進めるとともに、次の目標である4インチウエハに向けた開発を開始しております。50x50mm単結晶の開発は2028年3月の完成を目標としており、これを使った4インチモザイクウエハ開発が目標となります。しかし、4インチウエハの開発については、先に示したロードマップ以外にも到達できる手法が考えられますので、今後は複数の手段を検討して、なるべく早く4インチウエハの実用化を目指してまいります。

さらに、自動車などの大電力を使用するパワー制御ユニットでは、縦型構造のデバイスが必要とされており、導電性を持つウエハ開発が強く要求されております。当社は既に2024年8月に、高濃度のボロン（B）を含有する低抵抗基板を商品化し、このデバイス開発を行っている機関からの受注に応じてきました。このダイヤモンドの製法は、通常のダイヤモンド結晶とは異なり、当社グループの基本技術であるイオン注入による分離技術が利用できず、異なった製作手順で作製しておりますので、大型ウエハの製造には新たな製造方法の開発を行う必要があり、この課題に取り組んでおります。

半導体応用のダイヤモンドウエハは、単にサイズだけを拡大すれば使用できるということではなく、ダイヤモンドの結晶品質や表面の粗さ等の改善すべき課題があります。当社グループはそれらの課題にも取り組むために、研磨技術や形状計測等の技術開発にも着手しております。また、これらの製品は、販売直後から量産に向けて低価格化が強く要求されます。このような価格動向を事前に想定して、コスト削減を進めることも重要な開発要素です。最終的にはこれらの技術を集約し、実用的に利用できるダイヤモンドウエハの規格を確立することが、普及への道筋と考えております。

2026年3月19日付で、当社は本田技術研究所とダイヤモンドウエハ等の共同研究を行うための意向確認書を締結しました。本田技術研究所は本田技研工業株式会社が製造する自動車に係る技術開発を担っており、ダイヤモンドパワーデバイスをEVやHEV等で利用することを目標とした開発を進めております。当社が材料の開発を担当し、この実用化に協力する

ことで、開発期間の短縮や開発費用の削減を進める計画です。当社グループにとっても、実用におけるダイヤモンドへの課題を明確にできることで、開発のスピードを上げることが期待できます。

当社グループは、他のダイヤモンドデバイス開発を進める各企業や研究機関とも密接にコミュニケーションを取っており、ユーザーの要求仕様を正確に把握し、開発計画に反映してまいります。それらも含めた現時点でのダイヤモンドデバイスの実用化に向けた当社グループとしての重要な課題を以下に列挙いたします。

- i. 2インチ～4インチへの大型モザイク結晶の作製技術開発とコスト削減
- ii. 目標とするデバイス性能へ対応できるレベルへのダイヤモンド結晶品質の向上
- iii. 低抵抗ダイヤモンドの2インチ、4インチウエハの開発
- iv. 高純度ダイヤモンド結晶の実用化（量子デバイス対応）
- v. エピタキシャル基板（薄いドーピングダイヤモンド等を成長した基板）の用途ごとの要求に対応する多様化への対応
- vi. 提携する各社とのコミュニケーションによる市場へのタイムリーな製品の投入

これらの各種の取り組みには、多額の研究開発投資が必要となります。資金調達を多様化するとともに、国レベルの支援を受ける等の対応により、必要な設備投資を行ってまいります。さらには、人的なリソースの拡充も重要であり、継続的な募集を行って、多数の人材を確保してまいります。

②ラボグロウンダイヤモンド関連ビジネスに係る課題

ラボグロウンダイヤモンドの本格的な宝石ビジネスは10数年前に始まりましたが、市場アナリストの情報として、現在ではダイヤモンド宝石市場における流通量の20%以上にも達しているとの推定もあります。米国では50%を超えたとの情報も出ており、いよいよラボグロウンダイヤモンドが本格的に天然ダイヤモンドに置き換わる方向に進んでおります。ビジネス規模は依然として急速に拡大しており、当社グループは2024年11月に公表した基本方針で、種結晶に偏重していたそれまでの取り組みを改め、宝石の販売などこの分野全体へのアクセスを行うことといたしました。

この方針の皮切りとして、2024年1月に宝石の製造販売を担う子会社SFDを設立し、宝石販売を行うことを決断いたしました。このビジネスを実施するためのグループとしての構造について、当社が原石を生産し、SFD Indiaで加工し、SFDが国内及び東アジアで販売し、SFD Antwerpが欧米市場で販売する、との構想で各社を設立しました。SFD Indiaは

当社が製造する種結晶を、インド国内で販売する役割も持つ計画でした。

しかしながらこれらの活動については、2つ問題が生じました。その1つはSFD Indiaが種結晶や原石を当社から購入するための輸入ライセンスの取得に長期間を要したことです。2026年2月に輸入ライセンスの取得を完了しておりますが、同地で在庫販売するための日本からの輸出許可が取得できておりませんので、まだインドでの種結晶の在庫販売を行うための体制が整っておりません。2つ目は、SFD Antwerpが開始したEC（Electronic Commerce：電子商取引）が、SFDからのルースの供給が十分ではなかったこともあって、売上が想定を大きく下回ったことです。

これら2つのビジネスについての今後の課題を以下に示します。

種結晶は、2023年3月期までは主力製品として当社の発展に貢献してきましたが、その第4四半期から製品価格が大幅に低下したことによって需要が減少し、小型種結晶の販売は困難な状況を余儀なくされました。ラボグロウンダイヤモンド製造企業の自家用に製作する種結晶が増加したこと及びラボグロウンダイヤモンド生産手法が変化し、大型の種結晶を用いた原石から複数の宝石を切り出すCAD-CAM技術も確立しました。これにより、小型種結晶から大型種結晶への需要シフトが生じ、小型種結晶の販売が減少いたしました。当社グループは、このような状況の変化に対する情報収集能力不足により対応が遅れました。

一方、宝石や宝飾品の販売については、当社グループとしては初めてのビジネスであり、販売体制の構築を進めてまいりましたが、まだその製造及び販売の体制は不十分な状況です。Japan Made Diamondのコンセプトは、日本の宝石店などに支持されておりますが、それをどのように販売することで大きなブランドに育てることができるかは、まだ明確になっていない状況です。また、販売方法の独自性をどのように発揮できるかについても、重要な課題と考えておりますが、以下の課題認識の下、適切に対応してまいります。

- i. 大型種結晶の要求に対応すべくこれまで販売してきた15x15mm以上の大型種結晶の販売を開始し、種結晶売上を回復する。
- ii. 種結晶の安定的な販売のために、インドでのユーザー数を拡大し、長期的な受注を獲得する。
- iii. 宝石の国内販売体制を確立し、Japan Made Diamondのブランド化を進める。
- iv. ルース及び装飾品のデザイン、製作ができる体制を整える。
- v. ECの販売体制を構築する（SNSの利用等）。

宝石や宝飾品の販売につきましては、豊富な経験を有する外部人材の確保を積極的に進める必要があり、また、海外においても販売を可能とする組織作り、人材確保が課題と考えて

おります。

③当社グループの共通の課題

当社が東京証券取引所グロース市場へ上場して4年程度経過し、上場企業としての各業務フローは安定的な運用期に入っております。内部統制報告制度（J-SOX）への対応をはじめ、上場企業に求められる管理体制の構築は概ね完了したものと認識しております。これからさらに成長して行くためには、ガバナンスの強化だけでなく、経営企画、開発体制、人材確保等に関して、以下の課題があると考えております。

i. 他社との連携

先に公表した本田技術研究所との共同研究契約締結に向けての合意等、今後当社グループはダイヤモンドデバイスに関する各種の開発を、関連企業や大学、公立研究機関とともに技術開発を行い、それらの成果によって実用的な製品として市場に出すことを考えております。ダイヤモンドのデバイスとしての応用は多岐に渡ると考えられており、要求される素材の形態、特性等は様々になると考えられます。このように多種類のダイヤモンド素材の開発が可能となれば、当社グループがこの分野での主導的な地位を維持することができると考えられます。

しかし、連携当事者間において競合関係が生じるケースが大半であることから、当社グループとしては、各社の機密情報が相互に漏洩することのないよう、情報管理体制の徹底に最大限注力しております。また、開発項目の重複も、知的財産権を出願する場合に問題を起こす可能性があります。一方で、連携先からの了承を得て、開発内容を学会発表などで発信することは、この分野の研究開発の活性化に貢献できると考えられます。

これから活発化する他社や他機関との連携において、問題のない契約を締結し、普段からコミュニケーションを欠かさず、当社グループの意思を正確に伝える等の努力を行ってまいります。

ii. 技術開発

当社グループの大型単結晶技術は多くの技術内容で世界的に優位な地位にあり、今後もこの地位を維持することが重要であると認識しております。製品そのものだけでなく、製造技術や評価技術等の幅広い分野での研究開発活動が必要です。当社グループのビジネス分野であるラボグロウンダイヤモンド関連産業においては、インドを中心に装

置技術の発達や変化が常に発生しており、これらの情報を確実に入手し、対応策を講じることが重要です。上記のように、2027年3月期からは他社や他機関との連携がデバイス関連素材の分野では重要な意味を持ってまいります。これらの連携から得られる情報を利用することで、他社に先駆けた製品開発を行えると考えております。

また、当社グループの新しい技術開発内容を積極的に外部に発信することで、不特定多数の技術者などとの交流を活発化させ、新しいアイデアを創出することも重要と考えております。

iii. 連結子会社の管理

当社グループは、ラボグロウンダイヤモンド分野の事業活動のために、国内外に連結子会社を設立してまいりましたが、国内子会社であるSFDは、2026年3月31日に当社と吸収合併いたしました。残る海外2社につきましても、今後どのような活動が可能であるか検討しております。海外の連結子会社は、その国ごとの事情を理解できていなかったこともあり、想定していなかった困難な状況にも見舞われました。

当社グループはこのような状況の反省に立ち、ガバナンス強化を図りながら連結子会社の活動方針を検討してまいります。

iv. 人材の確保

当社グループは、技術開発において世界の最先端を行く企業として、多様な技術開発人材の確保が必要な状況にあります。また、販売についてもこれまでにない製品分野への対応が必要となっております。これらの専門性を持った人材の確保は喫緊の課題です。

これまで主として人材紹介会社を経由して人材を採用してまいりましたが、専門性の高い人材の確保が困難な状況は、今後も継続するものと考えております。今後は、当社ウェブサイトでの情報発信をこれまで以上に積極的に行うとともに、新卒者の採用を行って人材を育てることに注力したいと考えております。

v. 経営陣の高齢化と後継者の育成

当社グループの部長以上の経営陣は、60歳以上の比率が高く、将来の後継者の育成と併せて、年齢構成を検討する必要があると認識しております。次世代を担う若手人材の中間管理職への登用を積極的に進めるとともに、将来の経営を担うリーダー層の育成に向けた教育機会の提供を継続してまいります。

前連結会計年度には役員の平均年齢を下げることはできませんでしたが、将来の当社グループを担う経営体制を構築するという意味では、まだ不十分と考えております。今後は、経営企画を担当する人材の採用などによって、将来の経営層を育成する必要があると考えております。

vi. 輸出管理

経済安全保障の観点から、2022年12月に輸出貿易管理令の一部を改正する政令が施行され、ダイヤモンドの基板等が、新たな規制対象品目に入りました。また、2025年5月にも輸出貿易管理令の改正があり、規制品であるダイヤモンドの輸出に際しては、より厳格な許可基準が適用されております。当社グループといたしましても、法令遵守を最優先に、当局の動向を注視しつつ適切な輸出管理体制を維持してまいります。

当社グループは、2022年12月から2023年4月にかけてのダイヤモンド基板等の輸出について、経済産業省より2024年5月21日に「厳正な輸出管理の徹底について（厳重注意）」を受領しました。この事態を厳粛に受け止め、同法令を遵守する立場から社内体制を整備し、関連規程等の制定を行って、再発防止に努めてまいりました。

しかしながら、ダイヤモンドデバイスが経済安全保障上の極めて重要な課題となっており、当社グループとしては従前以上に輸出について厳密な判断が求められる状況です。当局との連絡を密にし、法令順守に万全を期して輸出業務を行ってまいります。

(5) その他企業集団の現況に関する重要な事項

①継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループ製品の主要なビジネス分野であるラボグロウンダイヤモンド市場は、引き続き規模が拡大しておりますが、数年前から小型宝石を中心にした生産拡大による販売価格下落の影響を大きく受け、当社グループの種結晶販売は縮小いたしました。当連結会計年度においてもこの傾向は続き、種結晶の売上は低迷いたしました。

2024年11月に当社グループとしては種結晶に偏重していたビジネス状況を変更するため、宝石の販売を開始し、デバイス関連のウエハや各種基板の開発及び販売を強化する方針に変更いたしました。この方針の下に、宝石販売を行うSFDとSFD Antwerpを設立し、種結晶販売と宝石製作管理を行うSFD Indiaを設立いたしました。

しかし、SFD Indiaは種結晶等を日本から輸入するためのライセンスの取得が遅れ、その販売に着手できず、加工用原石の輸入も同様の状況にあるため、実質的に業務ができない状況にありました。SFD Antwerpは事務所の設立に長期間を要し、EC（Electronic Commerce:

電子商取引）や宝飾品企業等への宝石の販売が所期のレベルに達しませんでした。両社は固有の問題が当連結会計年度に発生し、これらについて個別の対策が必要となっております。

このため、当連結会計年度の売上は前期を下回り、それに伴い営業活動によるキャッシュ・フローが継続して多額のマイナスとなるなど、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

2025年12月頃に、インドの種結晶大口ユーザーからの長期的な受注を獲得し、他のインドの複数のユーザーからも継続的に受注しておりますので、輸出許可が得られ次第出荷を行う見込みです。しかし、輸出貿易管理令の改正が2025年5月28日に行われ、当社がインドへ輸出する種結晶等は経済産業省の本庁の許可が必要となり、許可に2か月以上を要する状況となっております。このため、納期が長期化し、営業活動上の制約となっておりますが、SFD Indiaが立地するSurat市には多数のラボグロウンダイヤモンド企業があり、当社種結晶の品質が高いことは周知されていることから、営業体制の確立によって今後は積極的な販売を進められる見込みであります。

宝石の販売については、国内において宝飾品企業や百貨店等との商談が始まっており、2026年1月に開催された東京国際宝飾展に出品したことで、さらに多くのユーザーとの商談が始まっております。SFD Antwerpの活動については、2026年3月26日開催の当社取締役会において、同社を一時的に休眠状態とし、その間に新たな事業体制の検討を行う旨の方針を決議いたしました。本年3月31日付のSFD吸収合併による事業効率化を進めて国内販売を軌道に乗せることで、今後さらなる営業損失の発生にはつながらないものと見込んでおります。

一方、ダイヤモンドデバイスの開発は世界各国で活発化しており、開発する具体的なデバイスが明確になりつつあります。これらに係る多岐にわたる基板、ウエハ及びエピタキシャル基板の引き合いが来ております。ダイヤモンドデバイス向けの2インチのモザイクウエハの開発は、当連結会計年度中に目標とする品質・サイズを満たすモザイク結晶の作製には至らなかったものの、技術的課題の把握が進みました。2インチウエハは、既に各ユーザーからの引き合いが始まっており、開発が完了すれば多数の受注を受けることとなると見込まれます。

日本にはダイヤモンドデバイス開発を手掛ける有力な企業が複数あり、これらの企業から各種のウエハ、基板、エピタキシャル基板の開発要請を受けております。海外でもパワーデバイスや量子センサー等の開発が活発化しており、受注は増加傾向にあります。今後は、各ユーザーの開発状況を精査し、有力なユーザーとは共同開発等を行うことを含めて連携関係を強化し、将来のダイヤモンド素材市場（ウエハ、エpi基板等）の確立に向けて、社内外の体制を整えてまいります。

このように各種の売上が増加する体制が整いつつありますが、これに加えて赤字体質からの脱却を目指して緊急経営改革を進めております。受注状況に鑑みて不急の生産設備の停止や外注加工の縮小を行い、人件費、外注費や電力費の削減を実施しております。また、一時的には現預金残高が減少しましたが、2026年1月から2月にかけて第17回新株予約権による資金調達が進展し、約6億円の資金調達ができましたことから、当連結会計年度末において手元資金は十分に確保できております。さらに新たな資金調達を2027年3月期の極力早い時期に実行し、今後のウエハ等の開発に必要な資金の確保を進める所存です。また、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）等の公的な支援についても採択されるような提案を検討すると共に、共同研究等を進める連携企業とも協力して公的資金の獲得を進めてまいります。既に複数のテーマについて検討を開始しており、案件によっては国際的な枠組みの検討も進める所存です。

上述のとおり、受注状況の改善や資金調達が実施できたこともあり、今後の資金繰りについても安定して推移することが見込まれ、重要な懸念はないものと判断しております。以上より、当社グループにおいては、今後の継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

②本社事務所建物に係る訴訟

当社は、2024年3月に、本社事務所建物の貸主等3名に対し、損害賠償請求及び本社事務所建物の賃料支払義務不存在確認の訴えを大阪地方裁判所へ提起いたしました。

また、当社は、本社事務所建物の貸主である有限会社新千里から、2024年2月に本社事務所建物の明渡しと賃料の支払を求める訴訟を大阪地方裁判所へ提起されました。

上記のうち、当社が貸主に提起した訴訟及び貸主より提起された訴訟については、2025年7月に裁判上の和解が成立しております。本社事務所建物の仲介業者2名に対する訴訟は継続しており、当社の訴えが正当である旨引き続き主張してまいります。

2. 会社の現況

(1) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	藤 森 直 治	国立研究開発法人産業技術総合研究所名誉リサーチャー 一般社団法人ニューダイヤモンドフォーラム顧問 SFD India Private Limited 取締役 SFD Antwerp BV 取締役
代 表 取 締 役 副 社 長	高 岸 秀 滋	総務部、経理部担当
常 務 取 締 役	林 雅 志	生産部担当
取 締 役	光 田 好 孝	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 研究開発部 特任教授 株式会社UACJ 社外取締役
取 締 役	榎 徳 子	株式会社エムシーストラテジー代表取締役
常 勤 監 査 役	岡 田 宗 久	
監 査 役	大 松 信 貴	大松公認会計士事務所 所長 川上塗料株式会社 社外監査役 株式会社エスティック 社外取締役（監査等委員） 株式会社タケウチ建設 社外監査役
監 査 役	大 塚 仁	

- (注) 1. 取締役光田好孝氏及び取締役榎徳子氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役岡田宗久氏及び監査役大松信貴氏並びに監査役大塚仁氏は、社外監査役であります。
3. 監査役大松信貴氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計並びに税務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の取締役の報酬額は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、役員報酬規程に基づき取締役会の決議により各取締役の報酬額を決定しております。その報酬は全て固定報酬であり、金銭報酬である「基本報酬」及び「賞与」、非金銭報酬である「譲渡制限付株式報酬」で構成しております。取締役会は、それぞれの決定方針並びに算定方法等について、取締役が業務目標の達成を奨励することを促すため、取締役個々に職責及び実績を考慮に入れた内容で決定しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、上記の決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものと判断しております。

また、監査役の報酬等については、株主総会の決議により承認された報酬総額の範囲内で、監査役の協議にて決定しております。その報酬は全て固定報酬であり、金銭報酬である「基本報酬」及び「賞与」で構成しております。

なお、取締役並びに監査役ともに、業績連動報酬等の制度は導入しておりません。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	賞 与	譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	71,936千円 (10,052)	54,256千円 (8,696)	－千円 (－)	17,680千円 (1,356)	6名 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	20,632 (20,632)	20,632 (20,632)	－ (－)	－ (－)	4 (4)
合 計 (うち社外役員)	92,568 (30,684)	74,888 (29,328)	－ (－)	17,680 (1,356)	10 (7)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 当社は業績連動報酬等の制度は導入しておりません。

3. 取締役の報酬等の総額は、2023年6月23日開催の第14回定時株主総会において金銭報酬の額を年額200百万円以内（うち、社外取締役年額30百万円以内）、非金銭報酬である譲渡制限付株式に関する報酬の額を年額60百万円（うち、社外取締役年額12百万円）以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は2名）です。

4. 監査役の金銭報酬の額は、2021年11月18日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

ハ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

二. 社外役員が子会社（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役光田好孝氏は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 研究開発部特任教授、株式会社UACJの社外取締役であります。兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役槇徳子氏は、株式会社エムシーストラテジーの代表取締役であります。兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役大松信貴氏は、大松公認会計士事務所の所長、川上塗料株式会社の社外監査役、株式会社エスティックの社外取締役（監査等委員）及び株式会社タケウチ建設の社外監査役であります。兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役及び社外監査役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	光 田 好 孝	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席いたしました。 ダイヤモンドに関する豊富な学識経験及び大学運営や産学官連携に関わる豊富な経験並びに他社の社外取締役を務めてきた経験に基づき、適宜発言を行うなど、独立した立場からの当社の経営判断への助言・提言を行っております。 また、独立的な立場から取締役の職務執行の監督を行っております。
取締役	榎 徳 子	当事業年度に開催された取締役会16回のうち、就任後開催された13回全てに出席いたしました。 株式会社エムシーストラテジー代表取締役の経歴や産学官連携に関わる豊富な経験に基づき、適宜発言を行うなど、独立した立場からの当社の経営判断への助言・提言を行っております。 また、独立的な立場から取締役の職務執行の監督を行っております。
監査役	岡 田 宗 久	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、監査役会17回全てに出席いたしました。 株式会社大阪チタニウムテクノロジーズでの常勤監査役業務経験と監査役職責を果たすための幅広い見識に基づき、当社の業務執行の適法性の監査の観点から、適宜発言を行っております。
監査役	大 松 信 貴	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、監査役会17回全てに出席いたしました。 公認会計士・税理士として財務及び会計並びに税務に関する知見に基づき、当社の業務執行の適法性の監査の観点から、適宜発言を行っております。
監査役	大 塚 仁	当事業年度に開催された取締役会16回のうち、就任後開催された13回全てに出席しました。また、当事業年度に開催された監査役会17回のうち、就任後開催された13回全てに出席いたしました。 株式会社東芝の執行役内部監査部長、執行役取締役会監査委員会室長並びに同社グループ企業の代表取締役社長の経験に基づき、当社の業務執行の適法性の監査の観点から、適宜発言を行っております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
流 動 資 産	1,924,417	流 動 負 債	321,526
現 金 及 び 預 金	825,326	買 掛 金	8,322
売 掛 金	135,337	1年内返済予定の長期借入金	135,740
商 品 及 び 製 品	300,434	未 払 法 人 税 等	22,661
仕 掛 品	540,374	未 払 金	116,903
貯 蔵 品	67,298	賞 与 引 当 金	13,386
そ の 他	56,475	そ の 他 引 当 金	449
貸 倒 引 当 金	△829	そ の 他	24,063
固 定 資 産	585,948	固 定 負 債	479,136
有 形 固 定 資 産	537,301	長 期 借 入 金	334,440
建 物 及 び 構 築 物	537,291	リ ー ス 債 務	14,362
機 械 及 び 装 置	0	資 産 除 去 債 務	105,152
工 具、器 具 及 び 備 品	9	退 職 給 付 に 係 る 負 債	25,181
そ の 他	0	負 債 合 計	800,663
無 形 固 定 資 産	138	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ エ ア	138	株 主 資 本	1,719,432
そ の 他	0	資 本 金	2,295,463
投 資 そ の 他 の 資 産	48,508	資 本 剰 余 金	2,825,063
長 期 前 払 費 用	5,302	利 益 剰 余 金	△3,399,390
差 入 保 証 金	43,206	自 己 株 式	△1,703
資 産 合 計	2,510,365	その他の包括利益累計額	△9,730
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△9,730
		純 資 産 合 計	1,709,702
		負 債 純 資 産 合 計	2,510,365

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上	高価		516,552
売上	原価		1,077,141
販売費	総損		560,588
販売費	一般管理費		799,907
営業外	損収		1,360,496
受取替	利息	6,304	
為替	差益	11,959	
受取	賠償	11,151	
その他	費用	852	30,268
営業外	利息	6,513	
支払	手数料	2,729	
その他	損失	1,657	10,900
経常	損		1,341,129
特別	損失		
固定資産	除却	631	
減損	損失	1,066,796	1,067,427
税金等調整	前当期純損		2,408,556
法人税、住民税及び事業税	損失	7,188	7,188
当期純損	損失		2,415,745
親会社株主に帰属する当期純損失			2,415,745

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,767,910	流 動 負 債	270,264
現 金 及 び 預 金	637,914	買 掛 金	469
売 掛 金	142,429	1年内返済予定の長期借入金	135,740
製 品	232,629	未 払 費 用	13,133
商 品	37,612	未 払 法 人 税 等	20,801
仕 掛 品	540,374	未 払 金	77,567
貯 蔵 品	67,298	前 受 金	2,277
前 払 費 用	23,942	預 り 金	1,657
そ の 他	86,537	賞 与 引 当 金	12,831
貸 倒 引 当 金	△829	そ の 他	5,786
固 定 資 産	678,930	固 定 負 債	464,667
有 形 固 定 資 産	537,292	長 期 借 入 金	334,440
建 物	521,562	退 職 給 付 引 当 金	25,075
構 築 物	15,728	資 産 除 去 債 務	105,152
機 械 及 び 装 置	0	負 債 合 計	734,932
工 具、器 具 及 び 備 品	0	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	0	株 主 資 本	1,711,908
ソ フ ト ウ エ ア	0	資 本 金	2,295,463
そ の 他	0	資 本 剰 余 金	2,825,063
投 資 そ の 他 の 資 産	141,638	資 本 準 備 金	2,264,073
長 期 前 払 費 用	5,217	そ の 他 資 本 剰 余 金	560,990
関 係 会 社 株 式	0	利 益 剰 余 金	△3,406,914
差 入 保 証 金	42,083	そ の 他 利 益 剰 余 金	△3,406,914
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	208,977	繰 越 利 益 剰 余 金	△3,406,914
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金	△114,639	自 己 株 式	△1,703
資 産 合 計	2,446,841	純 資 産 合 計	1,711,908
		負 債 純 資 産 合 計	2,446,841

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年4月1日から)
(2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上 売上 販売 営 営	上		550,657
	上		904,894
	総		354,237
	費		575,651
	及		929,889
	業		
	外		
	取		
	替		
	取		
営	業		
	外		
	費		
	用		
	利		
	却		
	数		
	付		
	の		
	の		
経 特 特	常		
	別		
	損		
	利		
	式		
	消		
	減		
	失		
	差		
	益		
税 法 当	引		
	前		
	当		
	期		
	純		
	損		
	失		
	税		
	及		
	事		
当	期		
	純		
	損		
	失		
	税		
	及		
	事		
	業		
	税		
	失		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月26日

株式会社イーディーピー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	守	谷	義	広
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	仲		昌	彦

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イーディーピーの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イーディーピー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年5月26日

株式会社イーディーピー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	守	谷	義	広
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	仲		昌	彦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イーディーピーの2025年4月1日から2026年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月26日

株式会社イーディーピー 監査役会

常勤監査役 岡田 宗久 ㊞

監査役 大松 信貴 ㊞

監査役 大塚 仁 ㊞

(注) 監査役岡田宗久、監査役大松信貴及び監査役大塚仁は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.